

第 8 章 資料編

(1) 計画の策定経過

年月日	策定経過
令和3年 7月7日	第1回豊後大野市地域福祉計画策定委員会 ・ 委嘱状交付 ・ 委員長・副委員長選出 ・ 会議の公開について ・ 第4期地域福祉計画策定にあたって ・ アンケートの実施について
令和3年 10月21日	第2回豊後大野市地域福祉計画策定委員会 ・ 地域福祉計画の策定について ・ 豊後大野市の現状について ・ アンケート調査の結果について ・ 統計データとアンケート調査結果から見た豊後大野市の課題について ・ 第4期地域福祉計画の骨子案について
令和3年 11月25日	第3回豊後大野市地域福祉計画策定委員会 ・ 第2回策定委員会での修正事項について ・ 豊後大野市成年後見制度利用促進基本計画について ・ 豊後大野市再犯防止推進計画について ・ 施策・事業の展開について ・ 地域福祉の推進にあたって
令和3年 12月16日	第4回豊後大野市地域福祉計画策定委員会 ・ 豊後大野市成年後見制度利用促進基本計画について ・ 豊後大野市再犯防止推進計画について ・ 施策・事業の展開について ・ 地域福祉の推進にあたって
令和3年 12月28日～ 令和4年 1月31日	パブリックコメントの実施



(2) 豊後大野市地域福祉計画策定委員名簿

区分	所属または役職	氏名	備考
識見を有する者	大分県豊肥保健所 所長	糸 長 伸 能	
	豊後大野市校長会 事務局（三重第一小学校 校長）	山 田 忠 司	
社会福祉を目的とする事業者	豊後大野市社会福祉協議会 常務理事	佐 藤 文 夫	副委員長
	養護老人ホーム常楽荘 荘長	古 庄 八 重	
	豊後大野市教育保育協議会 副会長（扇田保育園 園長）	神 田 まり子	
	豊後大野市障がい福祉事業所 連絡協議会 会長	松 田 正 人	
	豊後大野市民生児童委員協議会 会長	平 井 庸 夫	
社会福祉に関する活動を行う者	豊後大野市自治会連合会 副会長	河 野 一 秀	委員長
	豊後大野市老人クラブ連合会 事務局長	伊 東 憲 介	
	豊後大野市ボランティア連絡協議会 会長	吉 良 理 郎	
	豊後大野市身体障害者福祉協議会 事務局	清 原 博	
	みえまち子育て支援センター	吉 良 久 子	
	あんしん研究会	神 田 幸 子	
	豊後大野市隣保館運営審議会 会長	黒 野 徹	
一般市民	公募委員	首 藤 文 江	
市の職員	生活福祉統括理事	金 山 英 三	
	教育次長	堀 誉 裕	

(3) 豊後大野市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成17年10月31日

告示第209号

改正 平成24年3月30日告示第51号

平成28年3月10日告示第43号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、豊後大野市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、豊後大野市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる区分により市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による一般市民
- (3) 社会福祉を目的とする事業者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) 市の職員

3 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、委員会が公開しない旨の議決をした場合は、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第51号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月10日告示第43号）

この告示は、公示の日から施行する。

(4) 豊後大野市成年後見制度利用促進審議会条例

令和3年3月19日

条例第16号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第2項の規定に基づき、豊後大野市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議すること。
- (2) その他成年後見制度の利用の促進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療、福祉関係者
- (2) 司法関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任をされることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(守秘義務)

- 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

- 第8条 審議会の庶務は、高齢者福祉課において処理する。

(委任)

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

(豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年豊後大野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略